令和 7 年度

大島中学校いじめ防止基本方針

【めざす生徒像】
・心豊かで思いやりのある生徒
・心身を鍛え、たくましい生徒
・自ら学び、やる気あふれる生徒

【いじめ防止対策委員会】

【PTA】
・PTA会長
・学年役員

【いじめ防止対策委員会（校内）】
・校長を中心に、教頭、生徒指導主事が軸となる
↓ 必要に応じて
・必要に応じて、学級担任、養護教諭、部活動顧問等も参加する

【関係機関】
・SC
・SSW
・民生委員、臨床心 理士、医師、弁護士、警察、法務局

平戸市教育委員会への報告

【いじめの防止】
・定期的な教育相談とアンケート
・定期的な情報交換
・確実な報告、連絡、相談の実施
・登下校時の校門指導
・道徳教育の充実
・いじめ防止における研修の実施
・朝の健康観察とコミュニケーション
・顧問がついての部活動の指導
・危機意識をもった情報収集
・人権意識の向上
・わかる授業づくり(学習の規律／個を認める授業づくり)
・生徒のメディア機器の使用状況の把握(アンケート等)による実態調査

【早期発見】
・生徒、教職員、地域などからいじめの情報があった場合は、緊急に「いじめ防止対策委員会」を開く。必ず、管理職へ報告をする。
・情報提供者に詳しく話を聞き、事実を確認する。
・生徒の小さな変化を見逃さない。（全教職員であたる）
・早い段階で保護者と話をする。
・観察をしっかり行い、周りの生徒の反応や言動に注意を傾ける。
・必ず記録を残す。（話を聞く場合、複数で対応する）（生徒情報交換資料に記入する）

【いじめに対する措置】

【全体的な対応】 ※生徒のプライバシーの保護を重視する
・悪ふざけや遊びと思われる行為は、見逃さず指導し学年で共有する。
（その場での指導、見逃さない指導）
・明らかにいじめであるという行為については、保護者との連絡や連携を図る。
・いじめにあった生徒の心のケアと事後の安全を確保する。
（全教職員で注意を払いながら見守る、家庭での様子を保護者へ伺う）
・状況に応じて、関係機関や専門機関に相談する。
・深刻な状況の場合(重大事態等)は、窓口を一本化する。

【いじめられた生徒への対応】	【いじめた生徒への対応】	【観衆・傍観者への対応】
・生徒の信頼できる人が、事実の確認を行う。（複数で対応） ・事実確認後、また、その状況を家庭に報告する。 ・心理面を配慮し、必要に応じてカウンセラーなどに相談する。 ・学校では、全教職員で見守り、家庭では保護者の協力を得て、一人にしないように配慮する。 ・状況に応じて、生徒が安心して生活できる環境作りの方策を考慮する。	・心情に訴えながら、事実の確認を行う。 ・事実を保護者に連絡し、今後の対応について、相談の形で話をする。（本人同席） ・保護者と協力して、再発の防止に努める。 ・メディアの使用についての相談を行う。 ・必要に応じて、カウンセラーなどとの面談を実施する。	・心情に訴え、このような時は どうすればよいかを考えさせる集会等を設ける。 ・継続的な指導や教職員からの声かけ、情報収集を行う。 ・心理的ダメージが大きい場合は、個別にカウンセリング等を実施する。